

□平成28年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による図書）採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、「生きる力」を育むことができる内容や形式になっているか。

1 内容

- (1) 内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - ・ 知識・理解を得させるために適切な配慮がされていること。
 - ・ 関心・意欲・態度を養うために適切な配慮がされていること。
 - ・ 基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・ 伝統・文化や環境についての学習が進められるように配慮がされていること。
- (2) 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。
 - ・ それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・ 児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- (3) 内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・ 意欲的な学習が展開できるような配慮がされていること。
- (4) 内容が地域の実態に応じ得るように配慮がされていること。
 - ・ 各地域の実態や児童生徒の生活に広く適応できるように工夫がされていること。

2 形式

- (1) 表記や表現が適切であること。
 - ・ 表現が児童生徒にとって適切であること。
 - ・ 図形、挿絵、写真が児童生徒にとって適切であること。
 - ・ 活字などの大きさ・字間・行間が読みやすく工夫がされていること。
- (2) 装丁が適切であること。
 - ・ 本の大きさ、紙質が工夫がされていること。
 - ・ 製本、装丁が丈夫であること。